

海上労働大衆が積極的に政治に參與し、その意思を表示すべき唯一の方法として法認せられたる現行衆議院議員選挙法中不在投票制度は、船員を選挙人と認むる査定基準に於いて、又投票の手続に於いて、極めて羊頭狗肉のものであり、表面吾等の政治的参加を許容しながら、實質的には是を拒否せんとするものである。故に吾人は此の如き不合理を根本的に除去し、更に此制度を地方議員選挙にも適用せしむるがため、左記要項の實現を要求し、以て吾等の政治的欲求を、自由に且公正に表現せんとするものである。

改正要項

- 一、名簿の作成 毎年四月一日より九月十五日までの期間に於て、船員は任意の市町村役場に船員手帳を呈示して選挙人名簿に登録せしむ
- 二、投票の方法 選挙期間中右登録を了する市町村役場に於いて船員手帳を呈示し、投票用紙の交付を受け、即時投票管理者に投票を保管せしむ
- 三、範囲の擴大 本制度を府縣市町村會議員選挙に適用せしむ

本決議を關係政府當局に提出しその實現を迫ること

第九號議案 各種手當制度の確立及同一比率實施に關する件

吾等は船内生活を保證するため勤務手當、退職手當、年度手當、航路手當、時間外労働手當、石炭薪手當、汽罐、船内、タンク及ビルチ掃除手當、備船手當並食料割増制度の確立と、勞務報酬の公正を期するため是等手當の同一比率の實施を期す

理由

海運業の堅實なる發達は、其原動力たる海員を以て自己及家庭の生活に對し、後顧の患なく安んじて其職務に盡瘁せしめざる限り是を期待することは出来ない。常に遊給を以て不安と危険に充てる海上の勞働に従事しつゝある船員のため、退職手當並に年度手當、航海手當、備船手當、オーバertime等々の手當制度を確立することは目下の急務なると同時に、今日既に實施されて居る右諸手當は、上に厚く下に薄く、合理と公正とに立脚せる社會進歩の原則に背反するものであつて、延いては社會的不安、思想的危険の原因を組成するものたる事は論をまたない。吾人が社員なると船員なるとの別なく、各自の俸給に按分比例せる平等率を以て、是等諸手當を支給すべき事を要望する所以は實に此處に在る。

實行方法

本決議を海事協同會及關係各船主に提出してその實現を迫ること

第十號議案 官船乗組員に對する海商法適用に關する件

吾等は官船乗組員に對し即時海商法の適用を期す

理由

海商法中船員に關する規定は、その根本的精神を船員の船内生活保護に置きたるものにして、當該船船所有者の政府たる民間船主たることによりてその適用を異にすべきにあらざる。然るに今日この法規の適用を監視すべき立場にある政府の所有にかゝる船舶に於いて、同法所定の船員保護が無視疎視せられて顧られざることは矛盾も亦極まりと言ふべく、殊に官船乗組員が職務の爲め又は乗船中罹病せるに對し、一般船員に對し適用される事を約束せられたる海商法第四百七十八條が適用されざる如きは、海國日本の恥辱である。最近海事法令改正問題の中樞たる選省の如きが率先して是を實施することは、人道並立法上當然の問題である。此觀點より吾等は官船乗組員に對し即時海商法の適用を要望するものである。

實行方法

本決議を關係政府當局に提出しその實現を期すること

第十一號議案 水夫長火夫長司厨長優遇に關する件

吾等は海上労働者の社會的地位を確保せしめるため水夫長火夫長司厨長の優遇を期す

理由

今日船舶乗組普通船員最高の指標として、人格體見共に彼等を代表すべき水夫長、火夫長、司厨長、夫々二十有餘年の海上實歴によつて、現在の地位を獲得したものであつて、各船に於いてその運輸上絶大な責任を有するにも拘らず、普通船員の名の下に冷遇を蒙るべくせられて居る事實は、其他の普通船員に對し、その向上心を減殺するのみならず、船内和平のためにも甚だ憂慮すべき事態の發生を避くる所以にあらざるに信ずる。既に官界其他の方面に於て是に類似せる優遇方法を實施しつゝあることは、此處に起因するものである。故に吾等は水夫長火夫長を以て一等機關士及一等運轉士並の待遇を要求するものである。

實行方法

本決議を海事協同會に提出しその實現を期すること

第十二號議案 船内食料の改善に關する件

吾等は能率上並保健上より船内食料の改善を期す

理由

船内に於ける労働能率の増進は一に乗組船員の保健に負ふ處極めて大である。しかも乗組員の良好なる保健状態は充分にして且營養素に富める食料の支給によつて維持せられる事は明である。然るに船主は營養素其他に對する船員の留意乃至監督の稀薄なるに乘じ、或は食料定額を減じ、或は現品支給として乗組員の保健が阻害せられることを防止する立場より、曩に海事法令調査委員會に於いて決定せる船内食料表に基づき食料の改善を期するものである。

實行方法

- 一、本決議を關係政府當局に提出してその實現を促進すると共に
- 二、海事協同會に提出して本決議に對應する暫定案を作成せしめ
- 三、各船内實情に照應してその改善を期すること

第十三號議案 日本國旗を掲ぐる船舶乗組員は必ず日本人たることに關する件

吾等は國家經濟上の見地より日本國旗をかゝる船舶乗組員を全員日本人船員たらしめんことを期す

理由

海國日本の隆昌は海運の發達にあり、海運の發達は海運の原動力たる日本海員の生活を保證し、安心して最高限度の労働能率を發揮せしむることを必要とする。而して是がためには優秀なる技能と、整然たる團體的訓練を有する組織海上労働者を乗船せしめ、是に海事協同會協定の労働條件を給與することにあることは言ふまでもない。然も最近國際海運の激甚なる競争は、益々如上の必要を強調しつゝある事實に鑑み、吾等は、日本國旗を掲揚する船舶に於いて使用せらるる船員は、原則として全部日本國民たることを要する法規の制定を要望するものである。

實行方法